

津島市高齢者安全運転支援装置設置促進事業費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、高齢者に対する安全運転支援装置の購入及び設置に要する費用について、予算の範囲内において津島市高齢者安全運転支援装置設置促進事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、安全運転支援装置の普及促進及び高齢者の安全運転に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 安全運転支援装置取扱事業者 一般社団法人次世代自動車振興センター（以下「センター」という。）が定める交付規程に基づき、センターから後付け装置取扱事業者としての決定を受け、かつ愛知県内に店舗を有する事業者をいう。
- (2) 店舗等 安全運転支援装置取扱事業者又は安全運転支援装置取扱事業者の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社をいう。）が運営する店舗等であって、安全運転支援装置の販売及び設置を行うことができる設備及び体制を有するものをいう。
- (3) 安全運転支援装置 国土交通省の性能認定を受けた後付けのペダル踏み間違い急発進抑制装置をいう。
- (4) 自動車 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に規定する自動車（自動二輪車を除く。）をいい、次のいずれにも該当するものとする。
 - ア 安全運転支援装置の設置が可能であること。
 - イ 自動車検査証の「自家用・事業用の別」欄に自家用と記載されていること。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は（以下「補助対象者」という。）は、次の各号に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 安全運転支援装置を設置した日及び補助金の交付を申請する日に市内に住所を有し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81条）に基づき市が備える住民基本台帳に記録されていること。
- (2) 自動車税及び市税の滞納がないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団と密接な関係を有する者でないこと。
- (4) 令和3年3月31日現在において65歳以上となる者であって、都道府県公安委員会が交付する有効な自動車の運転免許証（以下「運転免許証」という。）を保有すること。
- (5) 安全運転支援装置を設置しようとする自動車の自動車検査証上の「使用者の氏名又は名称」欄に記載されている氏名が運転免許証に記載されている氏名と同一であること。

- (6) 安全運転支援装置を設置する自動車を個人の用途に供すること。
 - (7) 転売を目的として安全運転支援装置を設置しないこと。
 - (8) 安全運転支援装置設置後1年以上その装置を使用すること。ただし、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、この限りでない。
 - ア 天災による破損等、自己の責めに帰すべき事由以外の事由で安全運転支援装置を処分するとき。
 - イ 病気等の事由により自動車の運転が困難になったとき。
 - ウ 運転免許証を返納したとき。
 - エ その他やむを得ない事由があると市長が認めたとき。
 - (9) 安全運転支援装置の機能と適切な使用方法について、安全運転支援装置取扱事業者から説明を受けたこと。
 - (10) 安全運転支援装置設置後に発生した事故、車両の故障等について、市及び愛知県が一切の責任を負わないことについて了承すること。
 - (11) 他市町村から同種の補助金の交付を受けていないこと。
- 2 前項の規定にかかわらず、過去に補助金の交付を受けた者は、補助対象者としな

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象者が令和2年4月1日以後に安全運転支援装置を購入し、設置した際に要した費用（消費税及び地方消費税相当分を含み、センターから交付を受ける補助金を除く。）とし、設置に際して行った自動車の故障箇所の修理若しくは補修又は改良若しくは改造に係る費用を除くものとする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費に5分の4を乗じて得た額とし、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を限度とする。

- (1) 障害物検知機能付きペダル踏み間違い急発進抑制装置 32,000円
 - (2) ペダル踏み間違い急発進抑制装置 16,000円
- 2 前項に規定する額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てるものとする。

(申請及び実績報告)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、安全運転支援装置を設置した日から起算して3月を経過する日（令和2年4月1日から同年5月31日までの間に設置した者にあつては、同年8月31日）又は令和3年3月1日のいずれか早い日までに、津島市高齢者安全運転支援装置設置促進事業費補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号。以下「交付申請書兼実績報告書」という。）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 自動車検査証の写し
- (2) 運転免許証の写し

- (3) 安全運転支援装置の購入及び設置代金の支払手続きが完了したことを確認できる領収書の写し等
- (4) 安全運転支援装置取扱事業者が記入した安全運転支援装置販売・設置証明書（様式第2号）
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
（交付決定及び通知）

第7条 市長は、前条に規定する交付申請書兼実績報告書を受領したときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、津島市高齢者安全運転支援装置設置促進事業費補助金交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第8条 補助金の交付の決定を受けた申請者は、速やかに津島市高齢者安全運転支援装置設置促進事業費補助金交付請求書（様式第4号）を提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する請求書を受領し、相当と認めるときは、補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し及び補助金の返還）

第9条 市長は、前条の規定により交付の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部について、期限を定めて返還を命ずることができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) 補助金の交付決定内容及びこれに付した条件に違反したとき。
- (3) この要綱に違反したとき。
- (4) その他市長が不相当と認める事由が生じたとき。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和2年6月1日から施行する。

（この要綱の失効）

2 この要綱は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。